

社会教育施設の利用制限等について



社会教育施設*を利用するにあたり、当面の間、感染症対策に万全を期すため、すべての活動(学級、講座、教室等の事業、一般への貸出しで行う活動など)を対象として、次のことに御注意ください。

※社会教育施設・・・市民会館、各公民館、勤労青少年ホーム、来福センター、各コミュニティセンター、鳳鳴地域交流センター

エッセンシャルワーカー（医療・福祉、農業、小売り・販売、通信、公共交通機関で働いている人達）の皆様への感謝の気持ちを忘れずに、命や経済活動を脅かされた人々の境遇に思いやりの心を持って、困難を抱えた人も安心して暮らすことができ、多くの人々の笑顔に支えささえられた上で活動の活性化を実現できるよう、以下の事項に気をつけて、施設利用をお願いします。

- (1) 利用日に自宅または入館時に検温し、平熱+1度以上の熱がある、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合は、来館をしないでください。
- (2) 直接手で触れることができる展示物等は控え、各室の入場制限や近距離での会話、多数の人がいる室内で大声をださない、手洗いや咳エチケット、換気を徹底してください。
- (3) 万一の場合に備え、保健所等からの調査に対応できるよう、各グループ（団体）において別紙名簿を作成され、必要に応じて提出できるように代表者が保管してください。名簿の提出は不要です。
- (4) 会話や発声等が必要な場面でもマスクを装着するなど、咳エチケットを守るようにしましょう。（マスクが入手困難な時でも、自作する方法や代替のエチケット方法などの配慮をしてください）
- (5) パンフレット等の配布物は手渡ししないようにしてください。
- (6) 室内で会議・講座を実施する場合、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を開けてください。加えて、懇親会など飲食をされる場合は、対面で飲食をしないようにしてください。

※詳細につきましては、下記を御確認ください。

項 目	QRコード
○公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン (公益社団法人全国公民館連合会長発 令和2年10月2日) URL: https://www.kominkan.or.jp/file/all/2020/20201002_02_guide_ver03.pdf	

※新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)です。下記からダウンロードして、感染者との接触確認に御活用ください。



※利用者等で感染者が発生した場合は、ただちに下記まで連絡してください。
美祢市教育委員会生涯学習スポーツ推進課（0837-52-5261）